令和4年度高鍋町一般会計予算
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費
その他社会保障施策に要する経費

（歳 入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）　2.7　億円

（歳 出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費　35.0　億円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	社会福祉事業	979,373	678,758	0	45,500	39,323	215,792
	老人福祉事業	89,806	506	0	588	13,674	75,038
	児童福祉事業	1,468,111	642,966	0	128,474	107,383	589,288
	小計	2,537,290	1,322,230	0	174,562	160,380	880,118
社会保険	国民健康保険事業	186,221	85,856	0	0	15,470	84,895
	後期高齢者医療事業	325,250	50,579	0	0	42,337	232,334
	介護保険事業	237,235	0	0	0	36,567	200,668
	小計	748,706	136,435	0	0	94,374	517,897
保健衛生	健康増進事業	114,323	200	0	14,459	15,362	84,302
	疾病予防対策事業	75,698	1,331	0	58,900	2,384	13,083
	母子福祉事業	24,065	725	0	17,100	962	5,278
	小計	214,086	2,256	0	90,459	18,708	102,663
合計		3,500,082	1,460,921	0	265,021	273,462	1,500,678

平成26年4月より税率が引き上げられました消費税の引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費」に充てるものとすることが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上に明記されています。